

同月過誤について

同月過誤とは、過誤申立と事業所からの再請求の審査を同じ月に行う処理です。過誤申立分と再請求分を相殺し、差額のみを差し引きとなります。ただし、保険者によっては処理できないところもありますので、過誤申立を行う保険者に確認してください。

① 同月過誤のメリット

- ・ 2か月で、過誤申立から給付実績の修正や請求・支払金額の調整まで完了する。

(通常過誤では4か月が必要)

- ・ 過誤と再請求を同時に処理するため、差額のみ調整となり、支払がマイナスになるケースを避けることができる。(通常過誤では、過誤処理を行った月の過誤金額が、事業所への支払額よりも多く、支払がマイナスになるケースが発生する場合があります。)

② 同月過誤を行う際の注意点

◆ 保険者が同月過誤を行う月と、事業所が再請求する月を必ず同じ月にすること

- ・ 同月過誤を行う月に、事業所が再請求を行わないと、通常過誤と同じ形となり、支払額が大きく減少したり、マイナスになったりする場合があります。

(事例2) Aさんの2月サービス分における同月過誤処理

※過誤(表中③)と過誤に対する再請求(表中②)が同じ月であることが必須です。

処理月	3月	4月	5月	6月
請求額	2月サービス分の請求 Aさん 20万円 Bさん 30万円 Cさん 50万円 計 100万円	3月サービス分の請求 Aさん 50万 Bさん 40万 Cさん 15万 Dさん 45万 計 150万	4月サービス分の請求 Aさん 70万 Bさん 60万 Cさん 80万 Dさん 40万 計 250万…① 2月サービス分の過誤分の再請求 Aさん50万円…② ①+② 合計 300万円	
過誤額			Aさんの2月サービス分20万円の請求を過誤…③	
支払額		100万円 (2月サービス分の支払)	150万円 (3月サービス分の支払)	280万円 300万-20万 (①+②-③)